

公益財団法人周南地域地場産業振興センター  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人周南地域地場産業振興センター（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第30条に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、原則週4日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、定例役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、前項のほか、賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、退職手当は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額は別表第1のとおりとする。

- 2 前条第3項の算定に当たっては、別表第2のとおりとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬は、月額をもって支給するものとし、その支払方法等はこの法人の給与及び旅費規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(賞与の支給)

第6条 常勤役員の賞与の支払方法等はこの法人の給与規程に準ずる。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した

費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤の役員には、その通勤の実態に応じ、別表3に掲げる基準により通勤手当を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

#### 附 則

この規程は、公益財団法人周南地域地場産業振興センターの設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員報酬月額（第4条第1項）

報酬月額	190,000円
------	----------

別表第2 常勤役員の賞与（第4条第2項）

基準日在職の常勤役員の報酬月額×係数

支 給 月	係 数
6月	1.4
12月	1.6

別表第3 常勤役員通勤手当（第7条第2項）

通 勤 距 離	通勤手当の額
2km以上10km未満	2,000円
10km以上15km未満	4,000円
15km以上	6,000円